

# 令和4年度 静西教育事務所の事業概要

## I 静西教育事務所の方針

### 1 基本方針

各市町並びに学校・園(以下、学校)の実態を把握し、県費負担教職員の機能的な配置と、教職員一人一人の資質・能力の向上を図ることで、子供たちの健やかな成長に寄与する。
---

静西教育事務所は、義務教育の機会均等を保障し、教育水準の維持向上を図るため、静岡県教育委員会事務局内の各課及び総合教育センターと連携し、「静岡県教育委員会組織規則」第12条に基づいた業務を行う。その業務は、以下の3点を踏まえるものとする。

- ・静岡県の教育の理念や施策の基本方針を示した「ふじのくに『有徳の人づくり大綱』」
- ・大綱の理念を踏まえ、具体的な施策をまとめた「静岡県教育振興基本計画」
- ・各年度の重点的取組が示された「教育行政の基本方針」

事業の執行にあたり、各市町並びに学校の思いに寄り添い、現状や課題、ニーズを把握した上で、授業を中心にした教育内容の質の向上と学校経営の充実を目指して、指導と人事両面から教職員・学校・市町教育委員会の支援を行うことで、子供たちの健やかな成長に寄与していく。

また、事業の推進にあたり、監査・検査及び外部評価等を通し、実効性の高い支援のあり方を検討し、更なる改善に努めていく。

### 2 運営方針

<キーワード> 『見つめる』『見通す』『進める』『深める』
-------------------------------

学習指導要領の趣旨の実現に向けて、ICT器機等を最大限活用しながら、すべての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が求められている。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の取組、教員の働き方改革は、継続する大きな課題となっている。このような状況で、学校は今、変わろうとしている。それはまさに令和の日本型学校教育の実現へとつながる変化である。

静西教育事務所は、各市町並びに学校を「見つめ」、これからの教育のあり方を「見通す」ことで有効な支援の方向性を見定め、変化を恐れず柔軟な姿勢で支援を「進める」。日頃から市町教育委員会並びに学校、県教育委員会事務局内の各課及び総合教育センターとの連携を「深める」ことで、一体感を持って子供たちの成長を後押しする。

<重点となる取組>

- (1) 教職員の資質向上のため、研修方法の改善や内容の充実と市町・学校の取組や課題を踏まえた指導訪問・人事管理訪問等による効果的な支援。
- (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善推進のため、授業改善メッセージの活用と校内研修充実への支援。
- (3) 校長のリーダーシップの下、地域と連携・協働しながら「社会に開かれた教育課程」が実現できるよう、教職員をバックアップするスタッフの配置と専門性向上への支援。
- (4) 共同学校事務室における事務処理業務の効率化と事務職員の専門性向上、学校経営参画への支援。
- (5) 「3ゼロ+2」（『わいせつ0』『交通事犯0』『体罰0』『情報の嚴重管理』『適正な会計及び事務手続き』）を軸にした不祥事根絶、災害や事件・事故、いじめ対応等、管理職を中心とした危機管理体制向上への支援。

## II 総務課の事業概要

### 1 調査統計事務

- ・教職員調査、学校基本調査等定期調査、地方教育行政調査他

### 2 国庫補助金進達事務（就学奨励費関係、教材・設備関係、その他）

国庫補助金事務支援	対 象	実施日等
国庫補助金事務研修会	市町教育委員会事務局職員	7/7、11/28
国庫補助金訪問	市町教委（2年で全市町を訪問）	9～11月実施予定

### 3 検査・監査事務：教育事務所に關わる監査等対応事務

### 4 義務教育教職員給与費等の支払及び決算事務

- (1) 管内公立小・中学校208校(小142、中66)の教職員給与費等の支払事務
  - ・給与等、旅費（一般配分：原則として、4月と7月に配分、追加配分…独立行政法人等の研修旅費、過不足調整については、各地区の共同学校事務室参事及び統括室長と協議。支払は、普通旅費…毎月25日(25日が週休日及び祝日の場合は翌営業日、3月実績分は4月の給料日払い)、赴任旅費…5月25日(年度中途に該当事例があった場合は翌月の普通旅費支払日)
- (2) 義務教育費決算関係事務

### 5 事務職員の資質の向上

事業名	対 象	実施日
共同学校事務室長等会議(オンライン会議)	共同学校事務室参事、統括室長、室長及び事務主幹	4/27、9/20、3/9
共同学校事務室調整担当等研修会(オンライン研修)	調整担当及び各室におけるリーダーの事務職員	7/15
年末調整関係事務説明会	各室の代表の事務職員(各室2名程度)	必要に応じて開催
新規採用事務職員等研修会	新規採用事務職員及び経験1年未満の臨時事務職員等	5/30、7/29、11/9
事務職員教育事務所実務体験研修	経験7年以上経過の事務職員	7月～2月に2日間。実施予定
共同学校事務室連絡協議会	市町教育委員会代表、共同学校事務室設置校長、共同学校事務室長	1/23
学校事務等指導訪問	新規採用事務職員校(複数配置校除く)、1年目の高校籍交流者校、その他必要と認める学校。9～11月を予定	
共同学校事務室指導訪問	2年以上未実施の室。各室の抽出対象校は1～4校。9～10月を予定。	

### 6 共同学校事務室

チームとしての学校の教育力・組織力向上を目指すもので、市町単位で設置し、学校事務職員を3チームに分け事務を共同処理する。なお、共同学校事務室には室長(共同学校事務室参事、統括室長及び室長)、副室長(事務主幹)、調整担当事務職員(加配事務職員又は事務主査)及びチームリーダー(事務主査)等を置く。

なお、令和4年度から3年間、学校事務再編のための研究指定校として、県教育委員会義務教育課から牧之原市立相良中学校が指定されている。

## III 地域支援課の事業概要

### (人事担当)

#### 1 市町教育委員会との連携

- (1) 市町教育委員会訪問 7月、10月、12～2月(必要に応じて)、3月 実施
- (2) 市町教育委員会教育長連絡協議会 4/8(金)、7/11(月)、10/7(金)、11/21(月)
- (3) 市町教育委員会課長等会 5/6(金)、7/11(月)、10/7(金)、11/21(月)  
1/27(金)〈人事担当課長等会①〉、2/8(水)〈人事担当課長等会②〉

#### 2 校長及び校長代表者との連携

- (1) 公立小中学校長会 4/14(木)、11/21(月)
- (2) 校長代表者会 5/6(金)、7/11日(月)、10/7(金)、11/21(月)

#### 3 学校訪問等

- (1) 新任校長校訪問 所長、副所長、次長が、5月下旬から9月上旬に訪問  
2時間半程度の中で、校長面談、授業等参観、主任等面談
- (2) 人事管理訪問(静西管内全小・中学校、他)  
地区担当参事が、(5月下旬～7月)又は(9月～11月上旬)に半日で実施  
授業参観、校長との話し合い、主任・初任者等と面談、諸帳簿等閲覧
- (3) 学級編制実態調査・定数管理調査(義務教育課所管)  
8校前後 4月中旬～下旬、6月
- (4) 加配校訪問(義務教育課所管)4校程度 10月下旬～11月上旬
- (5) 特別支援学級新再設実地調査 特別支援学級(通級含む)新再設校 2～3月

#### 4 各種研修会等(静西教育事務所が所管する研修会等)

研修会名	対 象	日
初任者研修実施校指導教員研修会	初任者配置校の新任指導教員	4/15
中堅教諭等資質向上研修事前説明(オンライン配信)	中堅教諭等資質向上研修該当者在籍校校長・市町教委担当者	4/5-
新任教務主任研修会	新任教務主任	5/12
新任主幹教諭研修会	新任主幹教諭	6/3
初任者研修実施校事前説明(オンライン配信)	原則管理職	3/22

(静岡県総合教育センター主催研修の一部を担当する研修)

研修名	対 象	実施日
新任校長研修	新任校長	4/20・21
新任教頭研修	新任教頭	5/9・10
中堅教諭等資質向上研修(第1回)	在職期間10年に達した者	小5/26、中5/26
マネジメント研修(第Ⅲ期)	充実・発展期の教員	9/30

(教育総務課主催)「教職員人事評価制度説明会」:市町教委4/27、校長4/27、教頭5/2

#### 5 派遣等

- (1) 在外教育施設(2) 教職大学院(3) 大学等研究機関(4) JICA海外協力隊
- (5) 民間企業(6) 大学院修学支援事業(7) 総合教育センター長期研修

#### 6 人事・給与

- (1) 教職員定数(2) 登用等(3) 教職員の人事異動(4) 教職員の再任用
- (5) 教職員の勤務・服务等(6) 教職員人事評価制度(7) 給与、手当等(8) 退職

#### 7 任用 臨時的任用職員、任期付職員、会計年度職員

## (指導担当)

### 1 市町教育委員会との連携

- (1) 地域支援会議  
管内小・中学校の状況と市町教育委員会の指導方針等について情報交換・共通理解。  
第1回（4月中旬～5月下旬）、第2回（7月21日）、第3回（11月30日）
- (2) 就学支援  
各市町就学支援委員会で審議した児童生徒について、県就学支援委員会として専門調査及び審議の結果等を各市町教育委員会に報告。就学支援に関する事務手続き。
  - ・静岡県就学支援地方研究協議会（年1回）
  - ・静岡県就学支援専門調査員研修会（年1回）
  - ・静岡県就学支援委員会（年2回）、専門調査部会（年4回）
- (3) 教科書の無償給与等

### 2 学校訪問等

- (1) 指導訪問（隔年で実施）  
令和4年度は、令和3年度に行わなかった学校を対象。5月下旬から1月までに訪問。当日は終日の訪問とし、公開授業（1～2単位時間）、中心授業（1単位時間）と放課後の研究協議等を行う。中心授業は訪問職員を担当教科等を原則とする。また、養護教諭担当職員による養護教諭等への支援も実施。
- (2) 学校等支援研修  
学校の指導力の向上及び市町教育委員会の主体性の向上をねらいとし、学校等の要請に応じ、以下のように実施する。
  - (ア) 支援内容や期日等は、学校等の相談や要請に応じて決定する。
  - (イ) 職員の派遣は、原則として1団体につき同年度内に1回とする。ただし、国等及び静岡県教育委員会の指定による研究校は、原則として同年度内に3回まで学校等支援研修を要請することができる。
  - (ウ) 令和4年度に指導訪問のない学校に、「学校等支援研修要請調査」を行った。この調査において要請した学校に優先的に職員を派遣する。

### 3 静西教育事務所が所管する各種研修会等

事業名	対象	実施日等
教育課題講習会	教頭	5/2 オンライン研修
キャリア教育研修会	各校担当者	9/22 オンライン研修
教育課程研修会	主幹教諭、教務主任	11/11
研修主任研修会	研修主任	5/20 オンライン研修
小学校外国語授業づくり研修	小学校外国語教育推進教員 中学校英語教員（希望）	4地区 9月～10月
中学校英語科教員のための英語指導力向上研修	外国語推進中学校教員	7～12月 オンライン研修
新任特別支援学級担任・通級指導教室担当者研修会	1～3年目の特別支援学級担任・通級指導教室担当	I期:4/26 II期:6/2 III期:7/29
道徳教育研修会	道徳教育推進教員等	eラーニング 4/25～7/29

事業名	対象	実施日等
通級指導教室担当者研修	通級指導教室担当者	7/25
外国人児童生徒担当教員等研修会	加配教員、希望教員・市町教委	5/27
トータルサポート事業研修会	外国人児童生徒相談員	4/21, 6/30, 8/26, 9/29, 11/25, 1/19, 3/16
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業合同連絡協議会	S C、S S W、各校S C担当者、市町教委担当者	4/12 各校SC担当オンライン
スクールカウンセラースキルアップ研修会 スクールカウンセラー研修会	新任SC、2年目SC、希望者SC 全SC	5/18、7/6 10/26
スクールソーシャルワーカースキルアップ研修会	S S W、希望市町教委担当者	5/27、6/14、10/17 2/17（オンライン）
市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議	市町教委担当者	4/27、10/14
任期付職員等研修会	初めて教壇に立つ任期付職員（教諭）、臨時的任用職員（教諭）で所属校長が参加を認める者	5/30 9/2（オンライン） 11/18

### 4 研究指定校等

- (1) 文部科学省・国立教育政策研究所主管の指定事業
  - ・児童生徒の発信力強化のための英語指導力向上事業（義務）  
湖西市立岡崎中学校区 令和4・5年度
  - ・学校安全総合支援事業 菊川市 令和4年度
- (2) 県教育委員会の指定事業
  - ・GIGA スクール構想(1人1台端末)下における『『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善』調査研究事業 磐田市立城山中学校  
磐田市立磐田北小学校  
磐田市立富士見小学校 令和3・4年度
  - ・人権教育研究事業（教育政策）袋井市全中学校 令和4年度
  - ・景観まちづくり学習（景観まちづくり課・義務） 島田市立大津小学校 令和4年度
- (3) その他の機関の指定事業
  - ・N I E実践指定校（県NIE推進協議会） 牧之原市立萩間小学校 令和3・4年度  
藤枝市立広幡中学校 令和4・5年度

### 5 外国人児童生徒トータルサポート事業

- (1) 外国人児童生徒相談員派遣  
県内の公立小中学校及び県立特別支援学校に在籍する帰国・外国人児童生徒（以下「外国人児童生徒等」）の教育に対応するため、外国人児童生徒等の適応指導、指導担当者等への助言、援助等を行う。対応言語は、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、ベトナム語（令和3年度実績）。学校等は、必要に応じて外国人児童生徒等の適応指導、援助等の内容・日時を計画し、教育事務所に相談員の派遣を要請。
- (2) 日本語指導コーディネーター派遣  
日本語指導が必要な児童生徒の在籍が少ない学校や市町において、その支援体制の構築を推進するとともに、日本人による日本語指導を充実させることで教科学習への円滑な接続を図り、児童生徒の進路選択の幅を広げる。学校等は、必要に応じて教育事務所に日本語指導コーディネーターの派遣を要請する。

### 6 スクールカウンセラー等活用事業

- スクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者（以下、「S C等」）を小中学校に配置し、学校における教育相談機能を高め、不登校やいじめ等の児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応を図る。
- 中学校区単位でS C等を配置するとともに、S C等の専門性向上を目的とした研修会を年3回実施する。

※ 学校で重篤な事故・事件が起これり、児童生徒の心のケアが必要な場合、学校と所管の教育委員会はS C等の緊急派遣を検討し要請できる。教育事務所は、市町からの要請内容等を検討の上、S C等の派遣の可否を決する。

### 7 スクールソーシャルワーカー活用事業

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の問題に、社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカー（以下「S S W」）を活用し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る。そのため、S S Wを全市町教育委員会に配置するとともに、S S Wの資質向上等を目的とした研修会を開催する。

### 8 教職員サポートルーム事業

教職員が学校教育活動に専念できるよう、教職経験豊かな相談員が面談等を通じて、悩みを聴くことで、心身の健康づくりを支援することを目的として、相談員が、電話・面接・訪問により相談を実施する。また、指定面談として、新規採用2年目等の教職員等を対象とし、1回35～60分程度の訪問相談を行う。さらに、希望面談として、校長または本人からの申し出がある場合、訪問相談を行う。

（訪問相談）火、水、金曜日、（電話・面接相談）月・木曜日の12：00～16：00

### 9 その他

学生科学賞、科学の甲子園ジュニア、学力向上プロジェクト推進協議会・同連絡協議会、スクールロイヤー活用事業等、県公立高等学校入学者選抜実施要領等説明会 他

※ 概要等は、[静西教育事務所](#)で検索、又は [www.seisei-local.jp](http://www.seisei-local.jp) で見られます。